

外国人を雇用する事業主の皆さまへ

外国人労働者の雇用保険手続きをお忘れなく!

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令および社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。

以下の要件に該当する労働者は、外国人であっても、原則として、雇用保険の被保険者となりますので、速やかに加入手続きをお願いします。

雇用保険の適用要件

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上雇用見込みがあること(注)

(注) ②の適用要件について

31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当します。

例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されます。

- 雇用契約に更新する旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がないとき
- 雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約で雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

また、雇用対策法第28条により、**外国人の雇入れ時と離職時に、氏名・在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています**※。

雇入れ時の届け出は、雇用保険の加入手続きと同時に行うことができます。届出方法については、裏面をご覧ください。

※特別永住者と在留資格が「外交」「公用」の場合は、届出の対象とはなりません。届出を怠ると30万円以下の罰金が科されます。

雇用保険加入手続き時の注意点

- 加入手続きは事業主が「雇用保険被保険者資格取得届」を提出して行います。
- 現在未加入でも、加入すべき方であったことが確認された場合には、**さかのぼって加入**できることとなっています。
- 事業主が加入手続きをしていないと思われる場合には、労働者は自ら、ハローワークに対し、雇用保険の加入が必要であるか否かの確認を請求することができます。
- 日ごと又は30日以内の期間を定めた雇用契約により派遣労働を行っている方については、日雇労働被保険者となる場合があります。



外国人の「雇用保険被保険者資格取得届」について

(雇用保険被保険者に該当しない場合は別の様式により届出が必要となります)

<p>●届出方法</p>	<p>「雇用保険被保険者資格取得届」の1～17欄に必要な事項を記入した上、「18.備考欄」に以下を記入して、提出してください。</p> <p>○国籍・地域 ○在留資格 ○在留期間 ○資格外活動許可の有無</p> <p>※ 旅券または在留カードの内容を確認の上、記入してください。</p>
<p>●届出先</p>	<p>事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）</p>
<p>●届出期限</p>	<p>雇入れ日の属する月の翌月10日まで</p>

雇用保険被保険者資格取得届の見本

様式第2号 雇用保険被保険者資格取得届

標準種別 13101

3.氏名欄

3. 被保険者氏名

18.備考欄

被保険者氏名欄は、外国人の氏名を、ローマ字または漢字で記入してください。

備考欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することにより、雇用対策法第28条に規定する外国人雇用状況の届出を行ったこととなります。

18.備考	国籍・地域	在留資格
	在留期間	資格外活動許可の有無
	西暦 年 月 日まで	有・無
	<input type="checkbox"/> 派遣・請負労働者として主として17以外の事業所で就労する場合	

外国人雇用はルールを守って適正に
 不明な点は、お早めに管轄のハローワークへお問い合わせください。